2　水銀の輸出入に関する措置

（法制定時の状況）

輸入原燃料、廃棄物等から回収した水銀のうち、国内における製品製造等に使用されずに余剰となった水銀が年間約80トン程度輸出されており、平成27年における水銀輸出量は世界全体の約８％を占めている。また、水銀化合物の輸出は年間約40kg程度である。水銀等の輸入はほとんど行われていない。

駆除剤等として用いることを目的とした水銀等の輸出については、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約を踏まえた外為法に基づく輸出貿易審査において、輸出に先立って貨物名、数量、貨物の仕向地、輸送ルート等とともに最終需要者に係る情報が確認されている。

（マーキュリー・ミニマムの環境の実現に向けて）

我が国から輸出される水銀が世界の他の地域での環境汚染や健康被害につながることや、地球規模での水銀濃度を増加させることを避ける必要がある。他方、条約発効後も世界的には一定量の水銀は条約上許可された用途に使用されることから、我が国の高度なリサイクルシステムにより再生された水銀の輸出を止めることは、かえってそれらの需要を満たすための国外での一次採掘の増加を招くおそれがある。これらを踏まえ、水銀及び特定の水銀化合物の輸出は原則禁止とするが、例外的に条約上許可された用途等のための輸出は認め、その不適切な使用により輸出先での環境汚染や健康被害を引き起こすことを防止する。また、我が国に輸入される水銀等については、法に基づき、水銀等の不適正な貯蔵による環境の汚染の発生を防止する。

（具体的措置）

我が国から輸出される水銀が、輸出先での不適切な使用によって、環境汚染や健康被害を引き起こすことがないことを確実にするため、外為法に基づき、水銀の輸出について条約に規定される措置を上回る措置を、条約発効日から行うことで、一層実効性のある輸出管理制度を構築する。具体的には、水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成27年政令第378号）第３条に規定する水銀の輸出規制に加え、同条に規定する特定の水銀化合物の輸出も原則禁止し、輸出が許可される用途を条約上許可された用途に限定するとともに、周辺環境の汚染や健康被害のおそれのある零細及び小規模な金の採掘及び暫定的保管を目的とする輸出も禁止する。輸出管理の実効性を確保するため、外為法に基づく事前の輸出審査において、輸出先における水銀の最終用途、最終需要者等について厳格に確認し、当面の間、事後的にも、輸出者に対して報告を求めることにより、最終用途、最終需要者等について輸出承認時の内容と異ならないことを確認する。

一方、水銀の輸入については、法に基づく水銀等の環境上適正な貯蔵等に関する措置が実施されること等から、外為法に基づき、条約発効日から、条約を実施するための措置を講ずる。

3　水銀添加製品の製造、輸出入等に関する措置

（法制定時の状況）

ランプ、ボタン電池、計測機器等の製品製造のために年間約５トンの水銀が使用されている。また、水銀等を有効成分とする農薬については、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく登録がなされておらず、国内での販売又は使用を目的とする製造、加工及び輸入はできないこととされているほか、化粧品及び医療機器への水銀の使用については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき、化粧品については化粧品基準により水銀の配合を禁止し、水銀血圧計及び水銀体温計については医療機器としての製造及び輸入を規制している。

なお、水銀対策を直接の目的としたものではないが、エネルギー基本計画（平成26年４月閣議決定）において、高効率照明（例：ＬＥＤ照明、有機ＥＬ照明）については、2020年までにフローで100％、2030年までにストックで100％の普及を目指すことを定めている。

歯科用アマルガムの使用については、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、歯科用アマルガムを用いた治療対象となるう蝕（しょく）予防に係る目標と計画を規定し、更に健康保険法等の医療保険各法に基づき、健康保険法第63条第３項第１号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）が請求できる療養の給付に要する費用の額の算定方法において水銀を使用する歯科用アマルガムを優遇しないこと等を既に措置している。

（マーキュリー・ミニマムの環境の実現に向けて）

水銀が使用される製品が不適正に処分されること等により水銀が排出され、地球規模での水銀濃度を増加させ、食物連鎖等により国民の健康リスクが高まることを避ける。このため、製品における水銀使用については、可能な限り代替及び削減できるよう、水銀代替・低減の技術動向等を定期的に把握し、その結果を踏まえ、法に基づく特定水銀使用製品に係る規制の対象を見直すとともに、水銀が使用される製品の輸出入についても同様の措置をとる。また、歯科用アマルガムについては、引き続き、使用を削減する。

（具体的措置）

我が国で流通する水銀添加製品のほぼ全ての品目は、条約附属書Ａ第一部に掲載されている水銀添加製品の品目と同様であり、これらの製品以外の製品で環境保全上の観点から特に懸念されるものはないことから、法により、水銀等が使用されている製品を水銀使用製品と定義し、条約附属書Ａ第一部に掲載されている水銀添加製品の品目を特定水銀使用製品の品目として指定し、製造及び組立製品への部品としての組込みを原則として禁止するが、条約で認められた用途のために製造されることが確実であるものに限り、例外的に主務大臣が、製品ごとに製造許可の有効期間を設定の上、その種類ごとに製造を許可する。我が国は水銀使用製品における水銀の代替、水銀使用量の削減についての実績と技術を有することから、この特定水銀使用製品の指定に当たっては、条約の趣旨等に鑑み、可能な限り当該製品における水銀含有量を低減するとともに、当該製品の廃止期限も条約附属書Ａ第一部上の段階的廃止期限である2020年に対して実態上可能なものについては前倒しする。

また、特定水銀使用製品及び特定水銀使用製品が部品として組み込まれた水銀使用製品の輸出入については、外為法により、法と同等の水準の規制を措置する。条約附属書Ａ第二部に掲載されている歯科用アマルガムの使用の段階的削減については、上記法制定時の状況に記載のとおりの措置が既にとられており、さらに、平成28年４月からは、保険医療機関において療養の給付を行う際に水銀を使用する歯科用アマルガムを使用しないこととしている。条約発効日に自国において既存の用途として把握されていない水銀使用製品の製造及び商業上の流通を抑制するため、当該製品の製造又は販売を業として行おうとする者に対して、法により、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与する場合でなければその製造及び販売をしてはならないこととし、寄与するかどうかについて自ら評価し主務大臣に届け出る義務を条約発効日から課する。

なお、条約においては発効から５年以内に締約国会議で条約附属書Ａの再検討が行われるものとされており、法においても施行後５年を経過した場合において、この法の施行の状況について検討を加えるとしていることから、計画の点検、我が国で流通する水銀使用製品の試買調査の結果及びその時点における関係事業者の取組状況や技術動向等も踏まえ、法に基づく水銀使用製品に関する措置の見直し等を行い、また、これらの我が国で流通する水銀使用製品や代替製品に関連する情報は条約事務局に提出する等により他の締約国と共有する。

さらに、法により、我が国独自の措置として、廃棄される水銀使用製品を適正に回収するための関係者の責務に基づく取組を促進する。すなわち、法において、国の責務として一般廃棄物の処理責任を有する市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言等の措置を講ずるよう努めること、市町村の責務としてその区域の経済的社会的諸条件に応じてその区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めること、水銀使用製品を製造又は輸入する事業者の責務として当該製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めることをそれぞれ定める規定が、平成28年12月から施行された。当該規定の施行に当たり、市町村を対象とした「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」（平成27年12月環境省）及び水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者を対象とした「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（平成28年９月環境省、経済産業省）を策定及び公表しており、その取組を促進するための普及啓発を行う。